

# パブリックコメントの結果の概要

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>①「預貯金口座の情報」に個人の口座残高や出入金履歴が含まれないのが必須要件。</p> <p>②「KSKシステムにおける個人番号に係る基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)の照会」は根本的な見直しが必要。                      犯罪(強盗、空き巣、詐欺)や事件(著名人のスーカー被害、DV被害者の住所特定)など利便性以上に、取り返しがつかなくなるマイナス面が多過ぎる。                      昨今、外国人による組織的な犯罪が急増する情勢で、今も地方を中心に根強い「いくらなんでもそこまで悪い事はしないでらう」といった日本人的感覚を持つ多くの人、特に高齢者にとって危険極まりない。</p>	<p>①公金受取口座の登録に当たり提供する事項は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項各号に掲げる事項であり、口座残高や出入金の履歴は含まれておりません。</p> <p>②「KSKシステムにおける賦課徴収事務の流れ」とおり、申告書等を提出した者に係る住民基本台帳ネットワークシステムへの本人確認情報の照会は、対象者を正確に特定するために必須の事務となっております。</p> <p>国税関係に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)の利用目的の範囲内であり、番号法では、個人番号を利用する行政機関の職員や事業者に対して、従来の「個人情報保護法」よりも厳しい罰則が規定されております。</p> <p>国税庁としても、特定個人情報の管理を厳重に行っていくこととしており、職員に対しても、特定個人情報の取扱い等について、周知を適切に行ってまいります。</p>